

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 8月1日から有効の新しい保険証を送ります

新しい保険証は、7月中旬に簡易書留郵便で発送します。  
8月1日以降は、新しい保険証をご利用ください。  
これまでの保険証は、各自で細かく裁断するなどして処分してください。



新しい保険証は、うぐいす色です

### 平成28年度の保険料額のお知らせ

平成28年度の保険料の額や、支払方法についての通知書を7月中旬に郵送します。

- 今年度の保険料は、平成27年中の所得に基づいて計算します。
- 平成28・29年度については、保険料率を下記の表のとおり改定しました。被保険者の皆さんに今後も安心して医療を受けていただくため、ご理解とご協力をお願いします。

区 分	保 険 料 率	
	改定前 (平成26・27年度)	改定後(平成28・29年度)
均等割額	44,886円	45,242円
所得割額	8.12%	8.94%

#### ●保険料の支払い方法

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から天引きします。  
「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替で支払いいただきます。

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

平成28年度の住民税が世帯全員非課税の人は、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「限度額認定証」)を提示すると、同一医療機関での窓口負担が1ヶ月の限度額までとされたり、入院時の食事代が減額されます。

平成28年7月31日まで有効の「限度額認定証」をお持ちの人で、平成28年8月以降も該当する人には、新しい保険証に同封して郵送します。

なお、対象となる人で限度額認定証をお持ちでない人は、下記窓口で申請してください。

申請方法	
【持ち物】	保険証と印鑑
【申請窓口】	保険医療課 (東館1階) 北部振興局福祉生活課 各支所

### 公的機関の職員を装った不審者・不審電話にご注意を!

- 高齢者を狙った還付金等詐欺が、全国で多発しています。県内でも、不審電話の報告が、複数寄せられています。

#### <よくある手口>

- ・市職員を名乗って「保険料の還付がある」「医療費の過払いがある」などと騙る。
- ・「期限が迫っている」などと急かす。
- ・ATMへ誘導しようとしたり、銀行口座を聞き出そうとする。

- 身に覚えのない電話等を受けた場合は、ひとりで判断せず家族や友人に相談したり、警察、市役所へご連絡ください。

## 受賞おめでとうページです

問 総務課 (☎65-6503)

### 近畿管区行政評価局長表彰

近畿管区行政評価局では、毎年度、業績が特に顕著で他の模範とするに足ると認められた管内の行政相談委員に対し、管区行政評価局長から表彰が行われています。本年度、池澤修也委員が受賞されました。

#### 【委嘱期間】

11年(平成17年4月1日～)

#### 【活動状況】

毎月1回、第2金曜日に定例相談所を開設

#### 【役職等】

滋賀県行政相談委員協議会理事



池澤 修也  
行政相談委員

### 近畿行政相談委員連合協議会会長表彰

近畿行政相談委員連合協議会では、同協議会の発展に関し功績のあった人に対し、協議会長から表彰が行われており、保積豊年委員が受賞されました。

#### 【委嘱期間】

9年(平成19年4月1日～)

#### 【活動状況】

毎月1回、第2水曜日に定例相談所を開設



保積 豊年  
行政相談委員

## 男女共同参画(パートナーシップ)推進標語を募集します。

問 人権施策推進課 (☎65-6560)

男女の人権が尊重され、「誰もがいきいきと活躍できるまち ながはま」の実現を目指すため、標語を募集します。

入選作品は、市の啓発活動に使うほか、11月26日(土)に開催する「はーとふるフォーラム長浜2016」で表彰します。

#### 【選考方法】

長浜市男女共同参画パートナーシップ委員会が厳正に選考します

#### 【表彰】

入選作品最優秀作品1点、優秀作品2点を決定し、賞状と副賞を贈呈します。

#### 【その他】

- ・入選作品の使用権は主催者に帰属します。
- ・応募作品の返却はしません。
- ・応募いただいた個人情報、標語に関する目的以外に使用しません。

#### 【募集内容】

男女共同参画をテーマにした標語(自作・未発表のものに限る)  
一人で何作品でも応募できます。

#### 【応募資格】

市内在住、または通勤・通学している小学生以上の人

#### 【応募方法】

標語と住所・氏名・ふりがな・電話番号を記入し、はがき、電子メール、または直接専用の応募用紙で下記まで。

※専用の応募用紙は下記応募先にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

### 9月30日(金)必着

#### 問合せ・申込み先

人権施策推進課(西館2階)  
〒526-8501 八幡東町632  
☎65-6560  
✉jinken@city.nagahama.jp

※応募箱は市内各図書館、ながはまウェルセンター、北部健康推進センター、公立木之本公民館、西浅井公民館、余呉文化ホールに置いてあります。